

# 衛生だより

奈 井 江 町  
奈井江町衛生協力会  
平成30年 4月15日

## ◆野焼き・不法投棄は違法です

家庭や事業所から排出されるごみを野外で焼却することは、法律で禁止されています。さらに廃棄物焼却炉の構造基準が強化され、ほとんどの小型焼却炉が使用禁止になりました。

『野焼き』は、煙・すす・悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となりますので、絶対にやめましょう。

また毎年、「家電リサイクル法対象家電」や「廃タイヤ」などの『不法投棄』があります。

町では、警察との連携のほかにも、郵便局にも協力いただいて監視を強化しております。

みなさんも不法投棄を見かけましたら、まちなみ課管財環境係までご一報願います。

なお、車の窓からの空き缶やタバコの投げ捨ても、量にかかわらず『不法投棄』となりますので、ご注意を！

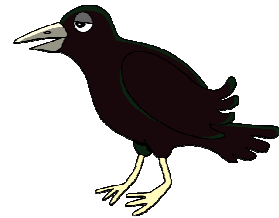
罰則…5年以下の懲役若しくは1千万円(法人は3億円)以下の罰金、またはその両方。

## ◆ボランティアごみ袋を配布しております

各行政区や老人クラブ等で、ごみ拾いをされる場合に使用できるボランティアごみ袋を配布しております。ご希望の団体は、まちなみ課管財環境係窓口までお越しください。



## ◆カラスによる被害の防止について



カラスの巣を作らせないために！

カラスを含むすべての野鳥は原則として、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」で保護されており、捕獲することは出来なくなっています。ですが、例外として農作物に被害を与える、攻撃されて危険などの理由で許可を得て実施される『有害鳥獣駆除』という方法があります。『有害鳥獣駆除』については、カラス1羽、卵1個を捕るのにも許可を得ないと法律違反となり、処罰の対象となります。なお、捕獲・採取した後には結果報告を提出することにもなっており、厳しい管理が求められます。卵やヒナがまだいない、繁殖期の初期の巣落としては、法律上の許可は必要ありませんので、カラスの巣を見つけた場合は、早めに撤去してください。

また、樹木の枝の剪定や不要な樹木を撤去することで、カラスに巣を作らせないこととなりますので、是非実行してください。

ヒナのいるカラスの巣には近づかないで！

ヒナのいるカラスの巣が近くにあった場合、親鳥が近くを通る人に対し威嚇いかくしてくることがあります。（頭の近くを飛んだり、大きな声で鳴いたりする）そのような場合は、近寄らずに避けて通行してください。

また、どうしても迂回出来ない場合は、帽子をかぶったり、傘をさして通るようにしてください。

## ◆野良猫にエサを与えないで！

「かわいいから」「かわいそうだから」などの理由で野良猫にエサを与える方がいます。

野良猫にエサを与えると、その家に頻繁に来るようになり、その結果、近所の家の畑を荒らす、フンなどで周辺が汚れる、他人の敷地内の物を壊すなどの被害が多くなります。

野良猫にエサを与えた方は『飼い主』と見なされます。近所迷惑を考え、自分勝手な餌付けはせずに、猫を飼う場合は責任を持って飼いましょう。

また、飼い猫を外に出す方は、獣医による不妊手術を受けさせる等の配慮をお願いします。



（役場 まちなみ課管財環境係）